

平成31年度  
当初予算の概要

平成31年2月  
総務部

# 平成31年度 総務部 施策体系

## ■ 行財政改革の推進

- (1) 「山形県行財政改革推進プラン」の着実な推進

## ■ 県民視点に立った県政運営の推進

- (1) 県内外への積極的な情報発信
- (2) 県民との対話を重視した県政運営

## ■ 持続可能な財政基盤の確立

- (1) 県税収入の確保
- (2) 県有財産の総合的な管理運用

## ■ 私学振興・高等教育の充実

- (1) 私立学校の振興
- (2) 高等教育の充実

# 平成31年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：総務部

## 1 主な事業

### (1) 行財政改革の推進

#### ① 「山形県行財政改革推進プラン」の着実な推進

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	行政改革課	行政改革推進事業費	2,920		・「山形県行財政改革推進プラン」の推進等に関する第三者委員会の運営等

### (2) 県民視点に立った県政運営の推進

#### ① 県内外への積極的な情報発信

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
2	広報広聴推進課	戦略広報推進事業費	10,462		・ 広報の評価検証（PDCAサイクルの構築） ・ 県外・海外へ向けた情報発信
3	広報広聴推進課	県政広報関係事業	147,926	拡充	・ ホームページの再構築【新規】 ・ 県広報誌「県民のあゆみ」の発行 ・ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を活用した広報

#### ② 県民との対話を重視した県政運営

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
4	広報広聴推進課	県民との対話・交流推進事業費	2,090		・ 「知事と若者の地域創生ミーティング」、「知事のほのほの訪問」などの広聴事業の実施

### (3) 持続可能な財政基盤の確立

#### ① 県税収入の確保

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
5	税政課	税務広報啓発事業費	1,563		・ 自動車税の納期内納付の広報啓発 ・ やまがた緑環境税の広報啓発
6	税政課	税収確保対策費	1,189		・ 個人住民税等における市町村と一体となった徴収対策の推進 ・ 県・市町村徴収職員を対象とする実務研修会の開催や指導者養成研修への県職員の派遣
7	税政課	徴税管理運営費	63,090		・ 納税者の利便性を高め、自動車税の納期内納付率や各種県税の徴収率の向上を推進するため、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の実施

② 県有財産の総合的な管理運用

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	管財課	県有財産総合管理推進事業費	902		・ 県有建物の長寿命化に向けた施設情報システムの利用
9	管財課	県庁舎管理営繕費（うち県庁舎長寿命化対策工事）	509,614		・ 県庁舎の長寿命化対策工事の実施
10	管財課	公所等管理営繕費（うち総合支庁舎管理営繕費）	36,805		・ 総合支庁舎に係る小規模修繕の実施（総合支庁予算から管財課予算に一元化）
11	管財課	公舎建設事業費（うち公舎維持修繕費）	31,959		・ 職員公舎に係る小規模修繕の実施（総合支庁予算から管財課予算に一元化）

(4) 私学振興・高等教育の充実

① 私立学校の振興

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
12	学事文書課	私立学校一般補助金	3,463,165		・ 私立高校及び私立専修・各種学校の経常的経費に対する助成 ・ 私立高校等における特別支援教育支援員の配置に対する助成 ・ 私立高校におけるJETプログラムを活用した外国語指導助手（ALT）の配置に対する助成
13	学事文書課	私立高等学校等就学支援金	1,530,584		・ 私立高校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に係る授業料に充てるための国の高等学校等就学支援金の交付
14	学事文書課	私立高等学校等授業料軽減事業費補助金	519,885	拡充	・ 国の高等学校等就学支援金への県単独による上乗せ補助金の交付（世帯収入約350～450万円の世帯について上乗せ額を2,500円増額（就学支援金と合わせ月額19,800円→22,300円）） ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」の交付（住民税非課税世帯の第一子に係る給付額を9,500円増額（年額89,000円→98,500円））
15	学事文書課	高等教育機関等連携情報発信支援事業費	574		・ 県内の高等教育機関等への県内高校生の進学を促進するための情報発信に対する支援
16	学事文書課	私立高等学校施設整備費補助金	1,400		・ 教室改修工事を行う私立高校に対する助成

② 高等教育の充実

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
17	学事文書課	留学生受入拡大推進事業費	12,774	新規	・ 県内留学生に対する経済的支援及び県内高等教育機関等の認知度を高める取組みへの支援
18	学事文書課	山形県公立大学法人運営費交付金	517,271		・ 県立米沢栄養大学及び県立米沢女子短期大学に係る山形県公立大学法人に対する運営費交付金
19	学事文書課	アジアビジネス人材養成プログラム推進事業費	30,125		・ アジア諸国でビジネスを展開する県内企業等の中核となる人材を育成するための講座運営に対する支援

## 《障がい者雇用の推進》

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
20	人事課	報酬職員費	61,800	拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用の専門的知見を有するアドバイザーを委嘱</li> <li>・ 所属や雇用した障がい者からの相談に応じる相談支援員の配置</li> <li>・ モデル的に選定した業務に従事する障がい者への指導、サポートを行うワークサポーターの配置</li> <li>・ 障がい者トライアル雇用人数の拡大</li> </ul>

## 2 主な事務事業の見直し・改善一覧

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	見直し・改善の概要
1	学事文書課	文書管理費	9,722	高速印刷機の配置台数の見直しによるリース料の削減 [削減見込額 4,277千円]

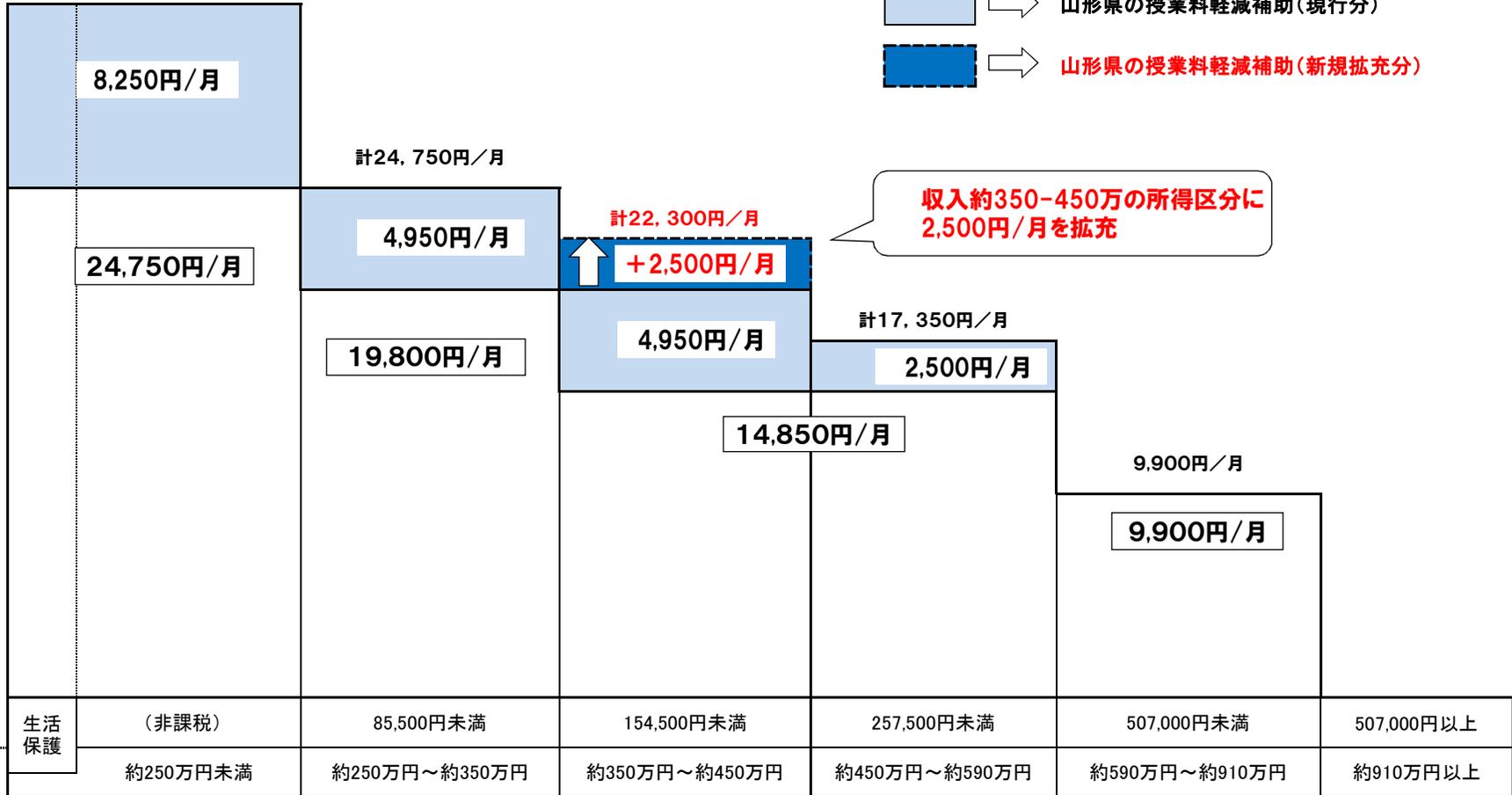
# 参 考 资 料

# 平成31年度 私立高等学校等授業料軽減事業・就学支援金制度

計33,000円/月  
(各校の授業料が上限)

私立高校授業料平均額(H26)までの無償化

- ⇒ 政府の就学支援金
- ⇒ 山形県の授業料軽減補助(現行分)
- ⇒ 山形県の授業料軽減補助(新規拡充分)



※ 上記所得区分は16歳以上～19歳未満の子1人、16歳未満の子1人の2人の子を持つ世帯をモデルとして記載。

## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜平成31年度分＞

## ◆ 条例案件 14件

番号	案 件 名	提 案 理 由
議第43号	山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるためのもの
議第44号	山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	【会計年度任用職員関連】 臨時の職の者を定数外の職員とするためのもの
議第45号	職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、懲戒処分としての減給の対象に会計年度任用職員の報酬を加えるためのもの
議第46号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当の支給要件等を定めるためのもの
議第47号	山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について	県行政組織の機能を強化し、行政の効率的運営を図るためのもの
議第48号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	警察職員が国家公安委員会が指定する自動車専用道路において交通捜査作業に従事した場合に、高速自動車国道において当該作業に従事した場合と同額の特殊勤務手当を支給するためのもの
議第49号	山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第50号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第51号	山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	【会計年度任用職員関連】 地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対して報告する人事行政の運営の状況に係る職員の範囲を拡大するためのもの
議第52号	山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第54号	山形県公文書等の管理に関する条例の設定について	公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るためのもの
議第55号	山形県情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について	不開示情報の対象となる情報を明確にする等のためのもの
議第56号	行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について	工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第57号	議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	行政財産の使用料の額の適正化を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 1件

番 号	案 件 名	概 要
議第100号	包括外部監査契約の締結について	相手方：柴田 真人(山形市) 契約金額：10,887千円を上限とする額

## 平成31年2月定例会 議案説明会

## ＜総務部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
163,830,713	1,567,806	165,398,519

## 2 主な内容

## (1) 基金への積立て (主なもの)

① 財政調整基金積立金 2,227,682千円

## (2) 事業実績等により増減額する事業 (主なもの)

① 公債費 (利子)  $\Delta$ 1,128,770千円② 県税過誤納還付金・同加算金  $\Delta$ 578,000千円

③ 職員手当費 521,390千円

## 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）新旧対照表

附則第2項関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、<u>第26条及び附則第2項に規定する職員等以外の全ての職員等に適用するものとする。</u></p> <p>3 一略一</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、<u>附則第2項に規定する職員等以外の全ての職員等に適用するものとする。</u></p> <p>3 一略一</p>
<p><u>(常勤を要しない職員等の給与)</u></p> <p>第26条 常勤を要しない職員等（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、<u>常勤の職員等の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>	<p>第26条 削除</p>
<p>2 前項の職員等には、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、<u>他のいかなる給与も支給しない。</u></p>	
<p>別表第1</p> <p>行政職給料表</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない<u>全ての職員等に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。</u></p>	<p>別表第1</p> <p>行政職給料表</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない<u>全ての職員等に適用する。</u></p>
<p>別表第3</p> <p>海事職給料表</p> <p>備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗る職員等に適用する。<u>ただし、警察官、教育職員及び第26条に規定する者を除く。</u></p>	<p>別表第3</p> <p>海事職給料表</p> <p>備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗る職員等に適用する。<u>ただし、警察官及び教育職員を除く。</u></p>
<p>別表第4</p> <p>教育職給料表</p> <p>教育職給料表(1)</p> <p>備考 (1) この表は、<u>県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。</u></p> <p>(2) 一略一</p> <p>教育職給料表(2)</p> <p>備考 (1) この表は、<u>県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。</u></p> <p>(2) 一略一</p>	<p>別表第4</p> <p>教育職給料表</p> <p>教育職給料表(1)</p> <p>備考 (1) この表は、<u>県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。</u></p> <p>(2) 一略一</p> <p>教育職給料表(2)</p> <p>備考 (1) この表は、<u>県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。</u></p> <p>(2) 一略一</p>

附則第3項関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																		
<p>（育児休業をしている職員等の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員等<u>のうち</u>、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員等の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員等が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（給与条例第6条第1項に規定する昇給を行う日をいう。以下この条において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第13条の7第1項、第13条の8第1項、第15条第2項及び第3項並びに第26条第1項</td> <td style="width: 33%;">再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 33%;">任期付短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </table>	一略一			第13条の7第1項、第13条の8第1項、第15条第2項及び第3項並びに第26条第1項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	一略一			<p>（育児休業をしている職員等の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員等<u>（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち</u>、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員等の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員等<u>（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）</u>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員等との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（給与条例第6条第1項に規定する昇給を行う日をいう。以下この条において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）</p> <p>第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項</td> <td style="width: 33%;">再任用短時間勤務職員</td> <td style="width: 33%;">任期付短時間勤務職員</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </table>	一略一			第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	一略一		
一略一																			
第13条の7第1項、第13条の8第1項、第15条第2項及び第3項並びに第26条第1項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員																	
一略一																			
一略一																			
第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員																	
一略一																			

## 山形県職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で、「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、人事委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務部局（教育委員会にあつては教育委員会の所管する学校以外の教育機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する地方公務員（副知事及び教育長並びに<u>2箇月以内の期間を定めて雇傭される者</u>を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で、「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、人事委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務部局（教育委員会にあつては教育委員会の所管する学校以外の教育機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する地方公務員（副知事及び教育長並びに<u>臨時の職の者</u>を除く。）をいう。</p>

## 職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第 1 条関係（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（減給の効果）</p> <p>第 5 条 減給は、1 日以上 1 年以下給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第 3 条第 1 項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料及び教職調整額</u>）の10分の 1 以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第 5 条 減給は、1 日以上 1 年以下給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第 3 条第 1 項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては<u>給料及び教職調整額、地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては報酬（初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。）</u>）の10分の 1 以下を減ずるものとする。</p>

## 第 2 条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（減給の効果）</p> <p>第 5 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間内で、給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第 3 条第 1 項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料及び教職調整額</u>）の10分の 1 以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第 5 条 減給は、1 日以上 1 年以下の期間内で、給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第 3 条第 1 項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては<u>給料及び教職調整額、法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては報酬（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。）</u>）の10分の 1 以下を減ずるものとする。</p>

## 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>2 前項各号に規定する者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）以外の者で、<u>その勤務形態が職員に準ずるものは、規則で定めるところにより、職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>2 前項各号に規定する者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）以外の者であつて、<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p>
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 退職手当の算定の基礎となる勤続期間のうち<u>に第2条第2項の規定により職員とみなされる者としての在職期間が含まれる場合においては、当該在職期間の計算は、6月以上引き続いた月の合計月数による。</u></p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、<u>当該各号に掲げる期間は、第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</u></p>
<p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(1) <u>第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間</u></p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）</p>

(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) 一略一

6～9 一略一

(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間(第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む。))については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)～(7) 一略一

6～9 一略一

## 山形県部設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 環境エネルギー部</p> <p>イ 環境の保全及び環境衛生に関する事項</p> <p>ロ エネルギーに関する事項</p> <p>ハ 防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全に関する事項</p> <p>(4)～(5) 一略一</p> <p>(6) 商工労働部</p> <p>イ 商業及び工業に関する事項</p> <p>ロ 工業立地に関する事項</p> <p>ハ 計量に関する事項</p> <p>ニ 労働に関する事項</p> <p>(7) 観光文化スポーツ部</p> <p>イ 観光に関する事項</p> <p>ロ 国際交流に関する事項</p> <p>ハ 経済交流に関する事項</p> <p>ニ 文化振興及び県民活動に関する事項</p> <p>ホ スポーツによる地域活性化に関する事項</p> <p>(8)～(9) 一略一</p>	<p>第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 防災くらし安心部</p> <p>イ 防災、危機管理及び消防救急に関する事項</p> <p>ロ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事項</p> <p>ハ 生活衛生その他県民生活の安全に関する事項</p> <p>(4) 環境エネルギー部</p> <p>イ 生活環境の保全に関する事項</p> <p>ロ エネルギーに関する事項</p> <p>ハ 環境衛生に関する事項</p> <p>ニ 自然環境に関する事項</p> <p>(5)～(6) 一略一</p> <p>(7) 商工労働部</p> <p>イ 商業及び工業に関する事項</p> <p>ロ 工業立地に関する事項</p> <p>ハ 貿易に関する事項</p> <p>ニ 計量に関する事項</p> <p>ホ 労働に関する事項</p> <p>(8) 観光文化スポーツ部</p> <p>イ 観光に関する事項</p> <p>ロ 国際交流に関する事項</p> <p>(削る)</p> <p>ハ 文化振興及び県民活動に関する事項</p> <p>ニ スポーツによる地域活性化に関する事項</p> <p>(9)～(10) 一略一</p>

## 附則第2項関係（山形県防災会議条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第6条 防災会議の庶務は、<u>環境エネルギー部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 防災会議の庶務は、<u>防災くらし安心部</u>において処理する。</p>

## 附則第3項関係（山形県災害対策本部条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第5条 災害対策本部の庶務は、<u>環境エネルギー部</u></p>	<p>(庶務)</p> <p>第5条 災害対策本部の庶務は、<u>防災くらし安心部</u></p>

部において処理する。

部において処理する。

附則第4項関係（山形県公衆浴場入浴料金審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第5項関係（山形県交通安全対策会議条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 会議の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第6項関係（山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 防災本部の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 防災本部の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第7項関係（山形県生活衛生適正化審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第8項関係（山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 対策本部の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 対策本部の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第9項関係（山形県国民保護協議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第10項関係（山形県消費生活条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第44条 審議会の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	(庶務) 第44条 審議会の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第11項関係（山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	（庶務） 第6条 協議会の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

附則第12項関係（山形県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（庶務） 第5条 対策本部の庶務は、 <u>環境エネルギー部</u> において処理する。	（庶務） 第5条 対策本部の庶務は、 <u>防災くらし安心部</u> において処理する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
(警察職員の特務手当)			(警察職員の特務手当)		
第14条 一略一			第14条 一略一		
2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。			2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。		
手当の種類	支給対象作業等	手当額	手当の種類	支給対象作業等	手当額
(1)～(3) 一略一			(1)～(3) 一略一		
(4) 交通捜査作業手当	イ 一略一	同 460円	(4) 交通捜査作業手当	イ 一略一	同 460円
	ロ 警察職員が <u>高速自動車国道</u> においてイに掲げる作業に従事した場合			ロ 警察職員が <u>高速道路(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)</u> においてイに掲げる作業に従事した場合	
ハ 一略一			ハ 一略一		
(4) 交通捜査作業手当	ニ 警察職員が <u>高速自動車国道</u> においてハに掲げる作業に従事した場合	同 840円 (夜間における作業に従事した場合(第9号の特務手当が支給される場合を除く。)にあつては1,260円)	(4) 交通捜査作業手当	ニ 警察職員が <u>高速道路</u> においてハに掲げる作業に従事した場合	同 840円 (夜間における作業に従事した場合(第9号の特務手当が支給される場合を除く。)にあつては1,260円)
	(5)～(16) 一略一			(5)～(16) 一略一	

山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p align="center"><u>山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例</u></p>	<p align="center"><u>山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例</u></p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、<u>県の特別職の職員のうち語学の指導又は国際交流の推進に関する事務に従事する日本の国籍を有しない者</u>（以下「<u>語学指導等に従事する外国人</u>」という。）の<u>給料及び旅費</u>の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち語学の指導又は国際交流の推進に関する事務に従事する日本の国籍を有しない者</u>（以下「<u>語学指導等に従事する外国人</u>」という。）の<u>報酬及び費用弁償</u>の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（<u>給料月額</u>）</p>	<p>（<u>報酬月額</u>）</p>
<p>第2条 語学指導等に従事する外国人の<u>給料</u>は、月額400,000円の範囲内において任命権者が定める。</p>	<p>第2条 語学指導等に従事する外国人の<u>報酬</u>は、月額400,000円の範囲内において任命権者が定める。</p>
<p>（<u>旅費の種類及び額等</u>）</p>	<p>（<u>費用弁償の種類及び額等</u>）</p>
<p>第3条 語学指導等に従事する外国人が職務のため旅行するとき、及び県の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため参考人、通訳等として旅行するときは、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める<u>旅費</u>を支給する。</p>	<p>第3条 語学指導等に従事する外国人が職務のため旅行するとき、及び県の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため参考人、通訳等として旅行するときは、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ当該各号に定める<u>費用弁償額</u>を支給する。</p>
<p>（1）内国旅行</p>	<p>（1）内国旅行</p>
<p>イ 鉄道賃、船賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当 一般職の<u>職員</u>の行政職給料表2級の職務にある者の額</p>	<p>イ 鉄道賃、船賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料及び着後手当 一般職の<u>常勤の職員</u>の行政職給料表2級の職務にある者の額</p>
<p>ロ 一略一</p>	<p>ロ 一略一</p>
<p>ハ 移転料 一般職の<u>職員</u>の行政職給料表2級の職務にある者が扶養親族を移転しない場合の額</p>	<p>ハ 移転料 一般職の<u>常勤の職員</u>の行政職給料表2級の職務にある者が扶養親族を移転しない場合の額</p>
<p>（2）外国旅行</p>	<p>（2）外国旅行</p>
<p>イ 一略一</p>	<p>イ 一略一</p>
<p>ロ 旅行雑費 一般職の<u>職員</u>の例による額</p>	<p>ロ 旅行雑費 一般職の<u>常勤の職員</u>の例による額</p>
<p>2 内国旅行については、前項の<u>旅費</u>に代え、日額<u>旅費</u>を<u>旅費</u>として支給することができる。</p>	<p>2 内国旅行については、前項の<u>費用弁償</u>に代え、日額<u>旅費</u>を<u>費用弁償</u>として支給することができる。</p>
<p>（<u>給料等の支給方法等</u>）</p>	<p>（<u>報酬等の支給方法等</u>）</p>
<p>第4条 この条例に定めるもののほか、<u>給料及び旅費</u>の支給方法等については、一般職の<u>職員</u>の例による。</p>	<p>第4条 この条例に定めるもののほか、<u>報酬及び費用弁償</u>の支給方法等については、一般職の<u>常勤の職員</u>の例による。</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例  
 (案) 新旧対照表

第1条関係 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(職員等の派遣)	(職員等の派遣)
第2条 一略一	第2条 一略一
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)
(4)～(8) 一略一	(4)～(8) 一略一

第2条関係 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(職員等の派遣)	(職員等の派遣)
第2条 一略一	第2条 一略一
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)
(4)～(8) 一略一	(4)～(8) 一略一
3 一略一	3 一略一

## 山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数の状況</p> <p>(2)～(11) 一略一</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数の状況</p> <p>(2)～(11) 一略一</p>

## 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員等が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 一略一</p>	<p>(教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員等が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 一略一</p>

## 山形県公文書等の管理に関する条例（案）新旧対照表

## 附則第10項関係（山形県情報公開条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの</p> <p>ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの</p> <p>(4) 一略一</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> <p>(3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ <u>官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍</u> <u>その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>ロ <u>山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第 号）第2条第6項に規定する特定歴史公文書</u></p> <p>ハ <u>山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（イ及びロに掲げるものを除く。）</u></p> <p>(4) 一略一</p>

## 附則第11項関係（山形県個人情報保護条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの</p> <p>ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ <u>官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍</u> <u>その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u></p> <p>ロ <u>山形県公文書等の管理に関する条例（平</u></p>

究用の資料として特別に保有しているもの

成31年3月県条例第 号) 第2条第6項に  
規定する特定歴史公文書

ハ 山形県立図書館、山形県立博物館その他  
の規則で定める施設において、規則で定め  
るところにより、一般の利用に供すること  
を目的として特別の管理がされているもの  
(イ及びロに掲げるものを除く。)

## 山形県情報公開条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条関係（山形県情報公開条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(不開示情報等)</p> <p>第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の<u>内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(6) <u>監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(7) <u>実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独</u></p>	<p>(不開示情報等)</p> <p>第6条 前条に規定する不開示情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 県、国、独立行政法人等、<u>県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(6) 県、国、独立行政法人等、<u>県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p>ロ <u>契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p>ハ <u>調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p>ニ <u>人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>ホ <u>県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>(削る)</p>

立行政法人である場合にあっては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

2 一略一  
(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数(日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

2 一略一  
(手数料)

第10条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの 交付する写しの枚数(日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

## 第2条関係(山形県個人情報保護条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(個人情報の開示)	(個人情報の開示)
第12条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。	第12条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
(1)~(5) 一略一	(1)~(5) 一略一
(6) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの	(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、調査	(7) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方

その他の県又は県が設立団体である地方独立  
行政法人の事務又は事業に関する情報であつ  
て、開示することにより、当該事務又は事業  
の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の  
同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障  
を及ぼすおそれがあるもの

公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又  
は事業に関する情報であつて、開示すること  
により、次に掲げるおそれその他当該事務又  
は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な  
実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦  
課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な  
事実の把握を困難にするおそれ又は違法若  
しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ  
の発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、  
県、国、独立行政法人等、県以外の地方公  
共団体又は地方独立行政法人の財産上の利  
益又は当事者としての地位を不当に害する  
おそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正か  
つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円  
滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営  
する企業、独立行政法人等又は地方独立行  
政法人に係る事業に関し、その企業経営上  
の正当な利益を害するおそれ

(8) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共  
団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が  
県が設立団体である地方独立行政法人である  
場合にあつては、当該地方独立行政法人を除  
き、県を含む。以下この号において「国等」  
という。）に関する情報又は国等からの協議、  
依頼等により実施機関が作成し、若しくは取  
得した情報であつて、開示することにより、  
国等との適正な協力関係又は信頼関係を損な  
うおそれがあるもの

(削る)

2及び3 一略一  
(手数料)

第16条 県は、開示決定を受けた者のうち次の各  
号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定め  
る額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人  
情報について写しの交付により開示を受け  
る者 交付する写しの枚数（日本工業規格A  
列3番の大きさを超える用紙を用いる場合に  
あつては日本工業規格A列3番の用紙に換算  
した枚数とし、用紙の両面を用いる場合に

2及び3 一略一  
(手数料)

第16条 県は、開示決定を受けた者のうち次の各  
号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定め  
る額の手数料を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人  
情報について写しの交付により開示を受け  
る者 交付する写しの枚数（日本産業規格A  
列3番の大きさを超える用紙を用いる場合に  
あつては日本産業規格A列3番の用紙に換算  
した枚数とし、用紙の両面を用いる場合に

っては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

っては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。) 1枚につき10円(規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額)

(2) 一略一

2及び3 一略一

## 行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の手数料の額は、交付する写し又は書面の枚数（<u>日本工業規格</u>A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては<u>日本工業規格</u>A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写し又は書面にあつては、50円を超えない範囲で規則で定める額）とする。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(手数料)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の手数料の額は、交付する写し又は書面の枚数（<u>日本産業規格</u>A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあつては<u>日本産業規格</u>A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあつては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写し又は書面にあつては、50円を超えない範囲で規則で定める額）とする。</p> <p>3 一略一</p>

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部  
を改正する条例（案）新旧対照表

現 行					改 正 案				
別表					別表				
財産 の種 類	使用の 目的	使用料		摘要	財産 の種 類	使用の 目的	使用料		摘要
		単位	年額				単位	年額	
土地	(1)～(5)	－略－			土地	(1)～(5)	－略－		
建物		1 平 方メ ートル	建物価格の 10パーセン トに相当す る額及び建 物の敷地に 係る土地価 格の4パー セントに相 当する額の 合計額に <u>1.08</u> を乗じ て得た額 に、光熱水 費、保険料 その他諸経 費を加算し た額		建物		1 平 方メ ートル	建物価格の 10パーセン トに相当す る額及び建 物の敷地に 係る土地価 格の4パー セントに相 当する額の 合計額に <u>1.1</u> を乗じ て得た額 に、光熱水 費、保険料 その他諸経 費を加算し た額	
動産		1 点	1 年間に償 却されるべ き額に <u>1.08</u> を乗じて得 た額に、修 理に要する 経費を加算 した額		動産		1 点	1 年間に償 却されるべ き額に <u>1.1</u> を乗じて得 た額に、修 理に要する 経費を加算 した額	
備考					備考				
1 ー略ー					1 ー略ー				
2 使用の期間が1月に満たない場合又は駐車場その他の施設の使用に伴って使用される場合の土地の使用料の額は、この表に掲げる額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。					2 使用の期間が1月に満たない場合又は駐車場その他の施設の使用に伴って使用される場合の土地の使用料の額は、この表に掲げる額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。				